

## 別紙1（農地整備事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

なお、基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

- （1）耕起
- （2）代かき
- （3）田植え又は播種
- （4）収穫

3 担い手 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者であつて、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

なお、目標地図に位置付けられた者には、要綱第3の2のただし書きに規定されている原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町村にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- （1）認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体又は農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であること。
- （2）認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体をいう。以下同じ。）であること。
- （3）集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。）であること。

- (4) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。以下同じ。）であること。
  - (5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。この場合、地域の農業の担い手に係る基準が定められなければならない。
- 4 中山間地域 次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
  - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域
  - (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
  - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
  - (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
  - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）
  - (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
  - (9) (1) から (8) までに掲げる地域に準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域
- 5 集約化 同一の担い手の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール。都道府県知事があらかじめ各地方農政局長等の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有していることをいう。

まとまりを有する農地とは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他当事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

### 第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表1の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下同じ。）の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

#### 2 中山間地域型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）又は（5）に掲げるものを中山間地域において実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（7）までに掲げるもののうち2以上を総合的に中山間地域において実施するもの
- (3) （1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から5までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの

#### 3 国営流域治水対策型

国営農地再編整備事業等（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）又は国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行われる事業をいう。以下同じ。）と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（4）又は（5）に掲げる事業

#### 4 国営事業促進型

国営農地再編整備事業等と一体的に実施する別表1の区分の欄の4の事業の事業種類の欄の（2）に掲げる事業

#### 5 共通事項

- (1) 埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）

埋蔵文化財調査事業とは、別表の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2) 営農環境整備事業（別表1の区分の欄の3の事業をいう。以下同じ。）

ア 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

イ 農業集落排水施設整備事業とは、生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

ウ 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

エ 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

(ア) 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

(イ) 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

(ウ) 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

(エ) 農業施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(3) 農業経営高度化支援事業（別表1の区分の欄の4の事業をいう。以下同じ。）

ア 高度土地利用調整事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 農業経営高度化支援事業の啓発普及

(イ) 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う調査・調整事業、農地集積促進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（２）の事業をいう。以下同じ。）又は耕地利用高度化推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（３）の事業をいう。以下同じ。）に関する助言又は指導

イ 高度土地利用調整事業のうち指導事業は、生産基盤整備事業等（別紙１別表１の区分の欄の１から３までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 土地利用調整活動

(ウ) 農地流動化についての関係機関との調整活動

(エ) 農業機械の利用再編に関する活動

(オ) 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

(カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

(キ) その他農地流動化に係る調査・調整活動

エ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

オ 農地集積促進事業の実施に当たっては、担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

カ 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 転作後に必要な田面整地作業

(キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(ク) 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査

キ 耕地利用高度化推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ク 水田貯留機能向上支援事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（４）の事業をいう。以下同じ。）のうち、指導事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 本事業の啓発普及

(イ) 本事業の実施状況の確認及び報告

(ウ) 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

(エ) 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導

(オ) 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修

(カ) 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動

(キ) その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

ケ 水田貯留機能向上支援事業のうち、調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

(ア) 関係農家の意向調査活動

(イ) 水利用・土地利用・作付調整活動

(ウ) 関係機関との調整活動

(エ) 水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催

(オ) 研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動

(カ) 水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動

(キ) その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動

コ 水田貯留機能向上支援事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

サ 水田貯留機能向上推進事業（農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の（５）の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。

(ア) 水田貯留機能を向上するための畦畔の整備

(イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替

(ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

(エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工

(オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備

(カ) 安定的な排水機能を維持するための排水改良

(キ) 水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平

(ク) その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

シ 水田貯留機能向上推進事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(４) 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、農地整備事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

#### 第４ 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第４の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

１ 農地整備事業の事業実施主体は、２から６までに定める場合を除き、都道府県とする。

２ 高度土地利用調整事業のうち指導事業の事業実施主体は、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会とする。

３ 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。

- 4 農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- 6 交換分合（農業生産基盤整備附帯事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業委員会又は農業協同組合とし、都道府県知事と協議して実施するものとする。

## 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

### 1 経営体育成型

（1）生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。受益面積の確認に当たっては、受益地が地形上接続していること又は農業用道路若しくは農業用排水施設で接続していることを原則とするが、次に掲げる要件を全て満たす場合はこの限りでない。

ア 農業委員会等の関係機関と十分に調整した上で、別記様式第1号により集約化を進める基本的な方針が事業実施地区に係る市町村により策定されていること。

イ 事業の受益地を含む営農上のまとまりのある一定区域（以下「営農区」という。）の規模の合計が60ヘクタール以上であること。

ウ 農業委員会その他事業と密接な関係を有する団体の意見を聴いた上で、別記様式第2号により農用地集積加速化整備構想が地域の農業者や市町村、土地改良区、農業協同組合等の農業関係者等により策定されていること。

（2）アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表2の区分の欄の1に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ 次に定める要件を全て満たすこと。

（ア）事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。

a 農地所有適格法人が存在しない地区

事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策実施要綱第7に基づき交付金の交付を受ける農業者（以下「経営所得安定対策の加入者」という。）となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。

b 農地所有適格法人が存在する地区

事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第 23 条第 7 項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。

- (イ) 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める (ア) の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物(経営所得安定対策等実施要綱の別紙 2 に規定する畑作物)を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合にあっては 80 パーセント以上、それ以外の場合にあっては 50 パーセント以上となることが確実と見込まれること。
- (3) 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。
- (4) 農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が 55 パーセント以上となること。
- (5) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第 6 の 6 に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域であること。
  - ア 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
    - (ア) 流域治水プロジェクトの推進について(令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
    - (イ) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)
    - イ 治水協定(「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
    - ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの
- (6) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等への農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りでない。

- (7) 区画整理事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（3）の事業をいう。）によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の4の（1）、（3）、（5）及び（8）に規定する地域において行うものにあつては、20アール。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（2）の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。）を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

- ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）  
イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域  
ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域  
エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域

- (8) 農道整備事業（生産基盤整備事業の事業種類の欄の（2）の農道整備事業をいう。）において整備する事業実施地区外の関連農道については、次の要件を満たすものとする。

- ア ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。  
イ 1路線の延長がおおむね500m未満であること。  
ウ 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。

## 2 中山間地域型

- (1) 以下の要件を全て満たすこと。

- ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。  
イ 以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たすこと。  
（ア）促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の1のとおり増加することが確実に見込まれること。  
（イ）促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2のとおり増加することが確実に見込まれること。  
（ウ）1の（2）のウの（ア）及び（イ）の要件を全て満たすこと。  
ウ 本地区の前歴事業において、事業実施後の作付状況に対し、地方農政局長等により改善措置を講じるよう指導を受けていないこと又は当該指導に対し、改善措置が適切に執られていること。

エ 農地集積促進事業を行う場合にあっては、1の(4)と同様とする。

オ 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、ほ場の整備が図られること。

(2) 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

### 3 国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、1の(5)と同様とする。

### 4 国営事業促進型

農地集積促進事業を行う場合にあっては、国営農地再編整備事業等の農地集積に係る計画の目標年度において担い手農地利用集積率が80パーセント以上となること。

## 第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

### 1 経営体育成型

都道府県知事は、経営体育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から促進計画の提出を受けた上で、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)に定める様式により、令第50条第3項の農用地利用集積促進土地改良整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)を作成するものとする。

#### (1) 集積促進整備計画

農地整備事業に係る令第50条第3項の農林水産大臣が定める基準は次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項が明らかなものであること。

(ア) 計画区域の現況

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 担い手の経営規模の拡大の見通し並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積の内容

イ 第5の1の(2)の要件を満たすことが确实と見込まれるものであること。

#### (2) 促進計画

ア 促進計画は、市町村基本構想に基づき、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領に定める様式により作成するものとする。

イ 促進計画は、地域の実情に応じた生産性の高い土地利用型農業の確立を図るため、営農、基盤整備の内容、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は複数の集落を対象とする。

ウ 促進計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

エ 促進計画の作成に当たっては、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他関係機関団体の意見を聴取し、関係者の合意に基づき作成するとともに、第8の規定について十分な周知を図るものとする。

オ 促進計画の策定に当たっては、次の計画等との整合を図るものとする。

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条に規定する農業振興地域整備基本方針及び同法第8条に規定する市町村農業振興地域整備計画

(イ) 農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長通知）に定める事業管理計画

カ 市町村は、促進計画を策定するに当たっては、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

促進計画に関する事項のほか、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

## 2 中山間地域型

都道府県知事は、中山間地域型を実施しようとするときは、1に準じて計画を作成するものとし、この場合、1の(1)のアのイの「第5の1の(2)」とあるのは、「第5の2の(1)のイ」と読み替えるものとする。

## 3 高付加価値農業振興計画

都道府県知事は、高付加価値農業の営農に必要な単独水源の新設、廃止若しくは変更又は高付加価値農業施設移転等事業を行うときは、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。

(1) 高付加価値農業振興計画は、優良農地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。  
なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

ア 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

イ 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入

ウ 農作物の加工を通じた地域特産物の開発

エ その他適当と認められる手法

(2) 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 農業振興の構想

(ア) 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想

(イ) 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

イ 高付加価値農業形成計画

- (ア) 高付加価値農業に関する営農計画
- (イ) 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- (ウ) 農地の権利移動状況
- (エ) 各種計画との調整

4 営農環境整備事業に係る計画

(1) 都道府県知事は、営農環境整備事業を行うときは、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

- ア 当該事業の目的
- イ 費用負担予定者
- ウ 工事計画
- エ 費用の総額
- オ 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
- カ 資金計画

(2) (1) の計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。(1) のオの事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

5 農業経営高度化計画

都道府県知事は、農業経営高度化支援事業（国営流域治水対策型を除く。）を行うときは、別記様式第3号により、農業経営高度化計画を作成するものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、事業の実施地区ごとに別記様式第9号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

## 第7 事業の申請等

1 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとする場合

(3) 農地中間管理事業と連携する場合（(1)又は(2)の場合を除く。）

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 1の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。

- 5 農地整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は別記様式第4号、要綱第7の2の事業採択通知書は別記様式第5号により作成するものとする。

## 第8 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる理由により、経営体育成型及び中山間地域型において、促進計画の変更があった場合又は国営事業促進型において、担い手農地利用集積計画（国営農地再編整備事業実施要領（平成7年4月1日付け7構改D第158号農林水産省構造改善局長通知）第13又は国営緊急農地再編整備事業実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2057号農林水産省農村振興局長通知）第4の4に定める計画をいう。）の変更があった場合には、その内容を踏まえて、集積促進整備計画（農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては農業経営高度化計画を含む。）の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第6号により報告するものとする。
- (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
- ア 担い手の追加
- イ 担い手の交代
- ウ 担い手の除外
- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農地の流動化計画、経営体育成計画及び農地所有適格法人等育成計画に変更が生じた場合
- 2 事業実施主体は、経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型において、水田貯留機能向上計画の変更があった場合には、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を別記様式第9号により報告するものとする。

## 第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあつては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

### 1 促進計画等達成状況報告

- (1) 都道府県知事は、農地整備事業の実施に伴う促進計画及び農業経営高度化計画の達成状況報告に当たっては、生産基盤整備事業等（国営事業促進型にあつては、国営農地再編整備事業等）に着手した年度から目標年度（農業経営高度化支援事業を実施しない地区にあつては、生産基盤整備事業等の完了年度）までの毎年度その達成状況を調査し、別記様式第7号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に行うものとする。
- (2) 農地整備事業のうち経営体育成型（第5の1の（2）のウの要件により採択された事業実施地区を除く。）及び中山間地域型（第5の2の（1）のイの（ウ）の要件に

より採択された事業実施地区を除く。)を実施する場合には、都道府県知事は、開始年度を含めて3年度目以降促進計画の目標年度まで、促進計画の担い手への農地の集積又は集約化に係る達成状況について審査を行い、その結果を、審査を行う年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) (2)の審査の結果、促進計画の達成状況に関して、達成率が70パーセントに達しない場合には、都道府県知事は、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、(2)の審査を行う年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の報告において促進計画の達成率が50パーセントに達しない場合には、都道府県知事に対して、農地整備事業の実施方針の検討を指示するものとする。また、農村振興局長は、地方農政局長等の報告を踏まえ、補助金交付の方針を決定するものとする。
- (5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4)の指示を受けた場合には、農地整備事業の実施方針を決定し、地方農政局長等に報告するものとする。なお、実施方針の策定に当たっては、都道府県知事は、学識経験者等の第三者の知見を活用すること等により、事業の効果的かつ適正な執行の確保を図るものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(5)の報告について、関係部課長をもって構成する審査委員会を設置し評価を行い、その結果、促進計画の達成が困難と見込まれる場合にあっては、当該農地整備事業について、当該年度の次年度以降の補助金を充当できないものとする。

この場合、地方農政局長等は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

- (7) (3)及び(4)の達成率の低い理由が、自然災害等の不可抗力によると地方農政局長等が判断した場合は、前3項の規定に基づく措置をとることを要しない。
- (8) その他地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- (9) 都道府県知事は、(8)の指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、適切な改善措置を講ずることとし、その結果を、指導を受けた年度の翌年度の9月までに地方農政局長等に報告するものとする。

## 2 農地所有適格法人等経営状況評価報告

農地整備事業のうち第5の1の(2)のウ又は第5の2の(1)のイの(ウ)の要件を満たした事業を実施する場合には、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度以降5年間、促進計画を踏まえて農地所有適格法人等の経営状況を毎年度調査し、翌年度の6月末日までに、別記様式第8号により地方農政局長等に報告するものとする。

## 3 水田貯留機能向上計画達成状況報告

- (1) 農地整備事業のうち経営体育成型、中山間地域型及び国営流域治水対策型の水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査

し、翌年度の6月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。

(2)(1)の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、事業の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

## 第10 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とし、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
  - (1) 農業近代化施設用地
  - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
  - (3) 集落移転用地
- 2 別記に規定する換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 3 高度土地利用調整事業のうち指導事業の助成は、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 4 高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業の助成は、5に規定する助成の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 4に掲げる高度土地利用調整事業のうち調査・調整事業並びに9に掲げる水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に事業の実施年数を乗じた額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
  - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 6 農地集積促進事業の助成の限度額は以下のとおりとする。
  - (1) 経営体育成型及び中山間地域型において実施する農地集積促進事業にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄1に示す助成割合を乗じた額とする。
  - (2) 国営事業促進型において実施する農地集積促進事業にあつては、国営農地再編整備事業等の総事業費に別表3の区分の欄の2に示す助成割合を乗じた額とする。
- 7 耕地利用高度化推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 9 水田貯留機能向上推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

- 10 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。
- (1) 畦畔の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のイに規定する単価とする。
  - (2) 排水口の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のウに規定する単価とする。
  - (3) 排水路の整備にあつては、別紙5別表2の(7)のアに規定する単価とする。
  - (4) 暗渠排水にあつては、別紙5別表2の(2)に規定する単価とする。
  - (5) 湧水処理にあつては、別紙5別表2の(3)に規定する単価とする。
  - (6) 特認事業にあつては、別紙5別表2の(7)のエに規定する単価とする。

## 第11 その他

- 1 別表1の区分の欄の2から4までの事業(2(3)の事業を除く。)は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。
- 4 事業の計画に当たっては、事業実施主体は、自動走行農機等に対応した農地整備の手引き(令和2年2月農林水産省策定)等を活用しながら、地域での話し合いを促しつつ、可能な限り省力化が図られるように努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 6 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略(中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)のアの(オ)の「集落戦略」をいう。)が策定されている(見込みを含む。)こと。

## 別記

- 1 工事費(請負工事にあつては、工事費とする。)
  - ア 純工事費
  - イ 測量設計費
  - ウ 用地費及び補償費
  - エ 船舶機械器具費

才 全体実施設計費

力 換地費

2 促進費

3 調査・調整費